

規制シート(様式)

190194901210001

平成28年12月7日

規制の名称	水先に関する制度	所管府省	国土交通省
根拠法令等	水先法(昭和24年法律第121号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	海事局海技・振興課長 橋本 亮二
規制目的	船舶交通の安全を図り、併せて船舶の運航能率の増進に資すること		
規制内容の概要	<p>○水先人になるには船舶の操縦に関する専門的な知識・技能の習得等に係る一定の要件等を満たして水先区ごとに国土交通大臣の免許を受ける。水先人は免許の効力の範囲内で水先区において船舶に乗り込み当該船舶を導くこと(水先)ができる。また、水先人の養成等を行う者は国土交通大臣の登録を受ける。</p> <p>○水先区において船舶を運航する船長は、自然的条件、地理的条件、船舶交通の状況その他の事情を考慮した一定の基準の下、水先人を乗り込ませなければならないことがある。他方、水先の利用者の正当な利益等を害さないよう、水先人が水先をするときの水先料、水先約款及び遵守すべき事項等に関し定めている。</p> <p>○水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、水先人は水先人会を設立して入会し、水先人会は日本水先人会連合会を設立してその会員となる。</p> <p>その他水先人、水先人会等及び登録機関に対する監督並びに以上の事項を実施するために必要な手続等について定めている。</p>	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成18年法律第38号)」により水先法を改正し、水先に関する制度全般について抜本的に見直した後、平成26年に水先人試験の受験資格の緩和、平成27年に法35条第2項の水先人を乗り込ませなければならない船舶の範囲の緩和、平成28年に登録水先人養成施設の一部課程の修業期間を短縮した。	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>輻輳海域における航路を閉塞するような大規模な海難が発生しないよう、船舶交通の安全を図り、併せて船舶の運航能率の増進に資するという公共的な目的を達成するため、最小限度の規制は必要である。そこで、可能な限り、届出制又は民間機関の登録制のような、より緩やかで合理的な手法を中心としている。</p> <p>また、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行後7年以内に、学識経験者及び水先利用者(ユーザー)を交え、制度の施行状況について検討を加えた結果、所要の措置を講ずる必要性が認められたものは、水先人の養成に関する運用事項が中心であり、既に措置済である。</p> <p>さらに、社会的ニーズに合致するよう、上記のとおり、随時主体的に制度を見直している。</p> <p>以上を踏まえ、現時点では、国による最低限の関与は不可欠である。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		